

毎週火・金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇監査公告 昭和三十一年度にかかる各土木出張所並びに境港務所及び小鹿発電建設事務所、幡郷県営発電所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第九十二号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十一年度にかかる各土木出張所並びに境港務所及び小鹿県営発電建設事務所、幡郷県営発電所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年九月四日

鳥取県監査委員 松本利治
萩原治郎

監査箇所

執行年月日

倉吉土木出張所	昭和三十二年六月十八日	同	小谷善高
郡家	同	同	上根政幸
鳥取	同	同	同
根雨	同	同	同
米子	同	同	同
境港務所	同	同	同
小鹿県営発電建設事務所	同	同	同
幡郷県営発電所	同	同	同

土木出張所

今回各土木出張所並びに境港務所に対する昭和三十一年度定期監査を執行したのであるが、その結果本年度各種事業は各所とも鋭意努力し、総事業費十億二千七百余万元(前年度事業繰越一億五千四百余万元含む)のうち三

十二年度に二億一千六百余万円を繰越したもののほか概ね円滑に執行していたものと認められた。しかしながらこれらの事業を分類してみると、近年本県の行政施策が道路整備に重点を置かれ、単独費事業を始め公共事業の効率的執行に意が用いられ特殊工事を除いては改良工事が飛躍的に伸張してその積極性が認められるけれども、一面逐年の交通量の著しい増大によつて、県下の道路、橋梁の現況は決して満足の状態ではなく、更に行政的措置を講じ一層積極的に推進するよう格別の配慮と努力が必要である。

なお各所一般的共通事項は概ね次のとおりである。

一 道路整備五ヶ年計画(昭和二十九年年度策定)の推進状況は、総事業費二十二億五千余万円に対し本年度末で八億八千余万円で全体の三九・〇%の進捗率であるので、更に県は事業費の確保に一段の努力を要するとともに国道の整備については極力国の直轄施工を要請し、県は主要県道の整備に主力を注ぎ得る如く、目下国が考慮中と伝えられる道路整備十ヶ年計画には努め

て多くの路線が折込まれるよう努力されたい。

二 道路橋梁修繕費は逐年増額をみているが冒頭にも述べた如く県下の道路橋梁の現状は依然として満足すべき状態ではないので、更に維持管理費の増額を図るとともに機械力の稼働能率の向上と道路手の担当区域にも再検討を加えその活動を一層促進せしめるよう努力の要がある。

また県道路修理協会及び道路愛護団体等の協力を得ているが、その受入体制を確立し、効率的運用を図るよう配慮が必要である。

三 各種工事の決定並びに適期施工については従来監査のつど指摘要望している処であるが、未だ公共事業費に対する県の資金計画及び資金繰りに円滑を欠ぐため工事の着手がおくれ中には同一工事であつても時期的分割請負せしめる等施工適期を失し経済効果を減殺しているものが多く認められる。これらは確実な財源見透しを樹てその資金繰りに一層工夫をこらし工事の早期決裁、適期施工に留意するとともに工事の効率的執

行と翌年度繰越措置の抑制に努めるべきである。

また工事の決定に当つては、施工の緩急度、経済効果等充分勘案し殊に主要路線等の工事決定に当つては、集約的事業の推進を図るよう考慮の要がある。

四 前記のほか用地買収の解決が遅延することによつて施工の適期を失うことと負担の町村へのしわ寄せを見るものが多いが、これらは価額の調整と徒らなる競合防止のため、国、県、市町村各関係機関で適当な協議又は評価機関の設置等について考慮が必要と思われるので県当局は検討されたい。

五 工事費の効率使用と施工監督状況についてみると、中には工事監督、竣功検査等に配慮を欠き設計に対し出来高不足を生じていたもの、工事個所の状況及び施工方法等について調査不充分のため工事が手もどりとなつたり、或いは施工に際し当初の予定を変更すべき事態が生じても予算理由等のため、その手続をとらなかつた等結果的には工事費を徒費しているものも見受けられた。工事の計画或いは設計等に当つては、調査

の徹底を期し施工に当つては更に指導監督、検収を厳にするるとともに業者の選定等についても充分配慮し、事業費の効率的使用に努力されたい。

なお前掲第三項及び本項指摘事項は道路橋梁の常時の調査費が計上されていないこと、並びに工事施工が一時に幅そうすることに因るものであるので考慮されたい。

六 道路、河川堤塘敷地等の占用許可関係取締並びに各種占用台帳の整理が不十分で適正を欠ぐものがある。殊に無断占用或いは占用期間満了のもの等が多く認められる。

また河川産物の無断採取も近年取締りの不徹底のため増加の傾向にあるが、これらは一層取締強化を図つて適正処理する要がある。

七 各所で執行した事業のうちその事業財源に充当されるべき地元負担金が未解決のまま放置されているものがあるが、これらは県で適切な措置を講じ早期解決を図るべきである。

なおこれらは経理上未調定のまま年度を越しているが、このことは予算執行上適切と認め難いので、関係当局は処理方法を考研されたい。

八 工事並びに経理出納事務の適正処理については過去の監査指摘事項をも考慮し改善に努力されているが、個々の内容を検討してみると中には未だ現場監督記録の不整備乃至公的に作成されていないもの或いは会計事務における科目更正その他工事請負及び材料購入等支出負担行為に当つて更に慎重を期すべきものがあるので、この点一層留意されたい。

なお用地買収、廃道、河川敷等に伴う登記事務の未了のものが相当件数あるが、主管当局は努めて早期に整理すべきである。

倉吉土木出張所 昭和三十二年六月十八日監査
 監査委員 荻原治郎
 同 小谷善高

一 本年度施工工事は

工種	件数	事業費	繰越年度額
道路改良工事	六ヶ所	五、六七〇、〇〇〇円	七、二九、〇〇〇円
〃 (臨就)	二	七、九六、〇〇〇	二、一三〇、〇〇〇
橋梁架換工事	五	三、〇三三、三三三	三、七〇〇、〇〇〇
特殊改良工事 (一種)	一	二、〇〇〇、〇〇〇	—
〃 (二種)	二	三、〇八〇、〇〇八	—
橋梁補修工事	二	九、五三〇、〇〇〇	—
舗装工事	一	二、〇七五、〇〇〇	—
都市計画工事	三	七、九八五、七七一	二八、七〇〇
〃 (臨就)	三	六、七六二、八三三	一、三三〇、〇〇〇
道路補修工事 (緊失)	一	九、三六六	—
河川改良工事	三	二〇、四四一、七〇〇	八、一〇〇、〇〇〇
河川局部改良工事	三	一〇、二六五、二五五	三、九九五、〇〇〇
港湾工事	三	九、三七三、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
砂防工事	一〇	三、五六六、四八	五、六五八、七三三
災害復旧工事	一六	一六、二八八、七三三	—

単県工事

道路改良工事	八	一〇、八七、七三〇	—
道路橋梁修繕工事	一八	三、五四、七三〇	—
道路橋梁災害復旧工事	六二	一、八七、〇〇〇	—
河川災害復旧工事	二	四、六三、〇〇〇	—
河川修繕工事	七	一七、〇〇〇	—
河川修繕工事	七	四七、〇〇〇	—
港湾修繕工事	二	一三、〇〇〇	—
合計		一九四、七四四、四九四	六、四六、九四三

であつて前記繰越工事を除くほか概ね円滑に執行しているものと認めた。

二 工事施工に当り次の点留意検討されたい。

1 道路改良工事 (臨時就労対策事業)

県道倉吉江府線 関金町

事業費	四、九九八、〇〇〇円
工期	三二、六、二四
	〃 一、二、五

本工事は旧路線一部の曲線を回避施行しているものであるが、土留コンクリート壁施工は設計を変更し両側

に追加施工しているが、土庄により練石積個所に亀裂が生じていた。

2 道路改良工事

県道津山倉吉線 三朝町

事業費	四、三二〇、〇〇〇円
内翌年度繰越	四二〇、〇〇〇円
工期	三二、八、二〇〇
	三二、六、三〇〇

直営施工

本工事は着手以来設計書を五回変更している。これは財政的事情と現地精査の結果によるものであるが、工事に比較して過度の設計変更は内部事務を繁雑にし、事務能率の低下を招来していた。

3 橋梁架換工事

倉吉江府線 矢送橋 直営

事業費	八、九八〇、〇〇〇円
内翌年度繰越	四、六〇〇、〇〇〇円
工期	三二、一、二、一五
	三二、六、三〇〇

本工事は矢送橋架換と両側取合道路(総延長一八九米)を直管施行し部分的に請負施工に附しているが、直管諸帳簿を検討するに整理が不充分で、特は現場日誌に基く夫役明細及び材料出納等に不突合のものがあつた。

4 中小河川由良川改良工事 由良町

前年度繰越額	二六〇、〇〇〇円
本年度事業費	一六、〇〇〇、〇〇〇円
内翌年度繰越額	七、四五〇、〇〇〇円
直管施工	(一部請負)
工期	三二、六、一五 三二、七、三一
全体計画事業費	一億三千二百万円をもつて、昭和二十五年より継続施工されているが、本年度事業内容は
河床整理	六六、〇〇〇円 延長 二〇、〇米
築堤	一、六九、〇〇〇円 " 二八、〇米
第一号導流堤	一、三三、〇〇〇円 " 九、六米
第二号導流堤	一〇、〇〇〇、〇〇〇円 " 三二、三米

資材運搬道路及電気設備工事 六三、〇〇〇円

等であつてこのうち第二号導流堤は施工箇所が河口に位置しているため年度内完了せず繰越措置していたので、通期施工に留意するとともに、本工事は新工法による水中コンクリート工であるので施工監督は万全を期すること。

5 砂防工事 加谷川 三朝町

事業費	二、四三七、〇〇〇円 (請負)
内訳	
第一工区	一、三七七、〇〇〇円
工期	三一、一〇、一二 二二、一五
第二工区	一、〇六〇、〇〇〇円
"	三二、三、一五 六、一

本工事は砂防堰堤築造工であるが、予算の関係上一件工事を分割し請負契約(第二工区は年度末期)に付していたことは考慮を要する。

なお現場関係諸帳簿は概ね整理していたが、支給セメントに対する使用状況の確認を行つていなかった。

6 砂防工事 加勢蛇川 東伯町

事業費	三、九七三、〇〇〇円
内翌年度繰越	一、三七四、四一一円
工期	三一、七、一六 三二、六、三〇

本工事は加勢蛇川改良工事との関連もあつて、二十九年よりその上流部を砂防工事により着工されているもので、本年度工事は予算の関係上一部着工が遅れ前記の繰越を行つている。施工は一部を除き直管で行つているが、諸帳簿の整理が未了で材料使用量と日計表が不突合であつた。

情その他道路現況からして他所に比し若干は考慮が払われているようであるが、未だ交通不能及び荷重制限を行つている橋梁が相当にあり、路面復旧も容易でない面があるので、補修費の増額につき当局の配慮を望む。

また補修費のうち執行した砂利購入費は僅か九十七万余円で、監査当日相当額の義務を生じていた。

4 経理出納その他事務の処理で次の点留意されたい。

- 1 堤塘物揚場の占用で、期限終了のものが相当件数あつたが速やかに更新手続をすること。
- 2 河川生産物売払代にして収入所属年度を誤つているものが六万五千六十五円あつた。
- 3 過年度未収金十七万八千九百五十六円は早期整理すること。
- 4 砂利購入並びに材料出納事務の明確化につき、前回指摘したが一層明確を期すること。

三 本年度道路橋梁補修に要した経費は、八百四十三万余円(人件費除く)でこのほか災害土木復旧費(単県分)四百六十三万余円執行しているが、管内の特殊事

郡家土木出張所

昭和三十二年六月十八日監査

監査委員 松本利治
同 上 根政幸

一 本年度における当所の事業施行状況は

工 事 名 本年度事業費

同上のうち三十二年度繰越額 差引本年度施工事業費

道路改良工事 一三ヶ所 三〇、三五、七六円

四ヶ所 二、六〇、〇〇円 九ヶ所 一七、六五、七六円

橋梁架換工事 八ヶ所 四六、三三、八九

三ヶ所 九、八六、〇〇 五ヶ所 三六、四六、八九

舗装道新設工事 一ヶ所 四、七四、九三

一ヶ所 四、七四、九三

失業対策事業 二ヶ所 五、三三、五二

一ヶ所 五、三三、五二

河川改良工事 三ヶ所 五、三〇、四六

一ヶ所 八〇〇、〇〇 二ヶ所 四、四〇、四六

砂防工事 一六ヶ所 一八、三七、六〇

六ヶ所 七、七五、〇〇 一〇ヶ所 一〇、六二、六〇

各年災害復旧工事 三〇ヶ所 二四、三三、三九

一ヶ所 五〇、〇〇 二九ヶ所 三三、八三、三九

各種単県工事 一〇四ヶ所 九、四四、四六

一 一〇四ヶ所 九、四四、四六

合 計 一七七ヶ所 一四三、六七、三三

一五ヶ所 二、四二、〇〇 一六二ヶ所 三三、二六、七三

であつて翌年度繰越とした工事を除き、他の工事はいづれも年度内に完了しこれらの工事費は全額支払いを完了していた。

二 工事施工につき次の点留意されたい。

1 橋梁架換工事 (県道市場橋)

事業費 七、六二〇、〇〇〇円

請負金額 五、四八〇、〇〇〇

内翌年度繰越額 四、四二六、〇〇〇

工 期 三一、一二、二八
三二、三、三一

本工事は鉄筋コンクリート造(中員五、五〇米延長三三米)にして、全額請負により三一、一二、二八着工しているが、適期着工を失し年度内完成不能により前記の如く翌年度繰越としている。

また取合道路のうち水路工及び暗渠工等に対する当初設計に粗漏が認められ部分的に設計変更を要する箇所があり施工上支障を生じていたので、これらの設計に当つては特に慎重を期された。

なお材料検収特にセメントの受払状況等に対する検収は一層厳格にすること。

2 道路改良工事 (県道成器丹比停車場線)

事業費 三、〇〇〇、〇〇〇円

請負金額 一、八八四、一〇八

内翌年度繰越額 五〇〇、〇〇〇

工 期 三一、七、一三
三二、三、三一

延 長 二四〇米

本工事は三十年代よりの継続事業として三一、七、一三請負(路面工のみ直営)に事前着工したが、完成不能により前記の如く翌年度繰越としている。

施工上部分的には切取箇所不足しているところもあり、かつ盛土量が不十分と認められるところも散見されたので、現地指導監督に当つては更に厳格を期するとともに早期完工に努力されたい。

3 橋梁架換工事 佐貫橋

三十年代繰越額 一九、〇三四、〇〇〇円

三十一年度事業費 九、五〇〇、〇〇〇

内翌年度繰越額 三、〇〇〇、〇〇〇

工 期 三一、一〇、二〇
三二、三、三一

本工事は三十年代より総事業費三千四百七十万円を以つて着工したものであり、本年度事業を以つて完工す

る予定のところ、年度内未完成により前記の如く翌年度繰越としてゐる。

なお左岸取合道路の方線変更に伴う既設道路の廢道敷は所属区分不明確のため、未処分のまま既に耕作中であつたが、実情調査の上適確なる処置を講ずること。

三 経理出納その他事務処理につき次の点留意されたい。

1 請負工事に対する原材料等の検収、受払状況等は明確に処理すること。

2 工事台帳の整備、設計変更等による事務処理は適確にすること。なお監督指導による諸記録も公的整備すること。

鳥取土木出張所 昭和三十二年六月二十日監査

監査委員 松 本 利 治
同 荻 原 治 郎
同 小 谷 善 高
同 上 根 政 幸

一 本年度施工工事は

事業	事業費	同上のうち翌年度繰越額
道路改良工事	八ヶ所 五、八六九、三〇九	一四、〇九七、五四三
橋梁架換工事	三 三、九六九、三〇〇	一五、九四一、七三〇
舗装工事	七 五、五五五、五〇七	二、二七、四四〇
河川改良工事	六 二〇、一八八、九三三	四、八〇〇、〇〇〇
砂防工事	一一 一七、五〇〇、五三三	三、三九七、七〇一
港灣工事	三 三、八九〇、〇〇〇	七、九六、〇〇〇
災害復旧工事	四八 四、九八三、三九九	三、九八、〇〇〇
街路築造工事	四 六、八二一、七五四	二、九〇〇、〇〇〇
単県工事	八、五二六、四三四	
道路改良工事	七 一、八三三、六〇〇	
道路橋梁修繕工事	一九 二、九三八、〇〇〇	
道路橋梁災害復旧工事	四〇 二、八三三、八三四	
河川災害復旧工事	七 三、九〇〇、〇〇〇	
河床堤防工事	八 三、四〇〇、〇〇〇	
砂防修繕工事	四 三、八〇〇、〇〇〇	

その他 三、一〇〇、九六〇

合計 二八三、五八、九六一 五、三〇四、四四五

であつて前記繰越工事を除くほか概ね円滑に執行してゐたものと認めた。

二 工事施工上次の点留意検討された。

1 道路改良工事 (臨時就労対策事業)

県道鳥取城崎線 福部村

工 期	前年度繰越事業費	本年度事業費
	三、三〇二、五〇〇円	三、一一二、〇五九円
	三二、四、一一一	三二、五、二〇〇
	三二、三、二〇〇	三二、五、二〇〇

本改良工事は二十八年度より継続施工し三十二年度をもつて完了予定であつたが、中でも前年度繰越工事は数度にわたつて工期延期し完工が著るしく遅延してゐたので現地指導監督の徹底を期すること。

2 道路改良工事

県道蒲生鳥取線 (十玉峠)

三 砂防工事

大石川 国府町

事業費	事業費	内繰越額	工 期
一、三六三、〇〇〇円	九四九、三二五円	八四三、〇九三円	三二、二、二五
			三、三、三一

本工事は砂防堰堤工であるが、設計より過大な玉石を使用していたのと、施工粗雑及び打継に対する処置が不充分と思われるものがあつた。

4 砂防工事 田後川 岩美町

全体事業費	三十一年度
四、二三一、〇〇〇円	一、四四三、〇〇〇円

直 營 (一部請負)
工 期 三一、九、二〇
三二、三、二六

本年度継続事業として着工されたもので、帯工及び護岸工の一部を施工しているが、工事の緩急度、経済効果等に留意検討の余地が認められるので箇所選定に当つては特に慎重を期すること。

5 道路災害復旧工事 (三十一年災)

一級国道九号線 福部村

設 計 額 一、四三二、二六四円

請 負 額 一、三六〇、〇〇〇円

内翌年度繰越 六〇〇、〇〇〇円

道路上に崩落せる土砂掘削が不十分で路面を極度に嵩上げしていたので有効巾員が狭少となつていた。施工中における監督指導の徹底を期し工事の適正を期すること。

6 舗装新設工事 (鳥取岡山線)

事業費 一八、〇〇〇、〇〇〇円

内請負額 一六、〇八八、八六三円
延 長 コンクリート舗装 二、七五八、〇米
工 期 三一、七、一五
三二、三、三一

本工事は道路事業(一〇、五〇〇、〇〇〇円)と臨時就労対策事業(七、五〇〇、〇〇〇円)の合併施工によるものであるが、工事工程表の検討、材料検収その他施工監督上の現場諸記録が整備されていなかった。

7 網代港改修工事 (直営施工)

(部分請負額)

事業費 一八、〇〇〇、〇〇〇円 (二、七八一、八八四円)

本年度施工分 一〇、〇〇〇、〇〇〇円 (四、〇〇一、八四四円)

翌年度繰越分 七、九六二、〇〇〇円 (七、七二七、〇〇〇円)

本工事は新水路開さく及び波除堤築造工であつて、本年度施工状況は財政その他の事情によつて施工適期を失し大部分を翌年度繰越としていたことは考究の要がある。また本工事は施工技術を要すので特に中間検査と現場指導監督の徹底を図り、適正施工の万全を期す

ること。

なお工事工程表の検討及び材料検収その他現場諸記録は、形式的に流れる傾向が見受けられるので、一層嚴格に実施すること。

- 三 本年度道路橋梁補修に要した経費は九百二十七万余円(人件費除く)でこのうち砂利購入費は一百七十七万円で、四、二七一、七立米購入し更にこのほか直接採取分七、七〇〇立米、道路愛護団体等から八〇〇立米計一二、七七一、七立米が主要路線に敷かれていたが、年間計画必要量の三分の一にも足りない現状である。一面トラック八台(内二台道路修理協会)に対する年間稼働実績は延一、八〇八日でこのうち一、四四六日が補修関係に稼働している。これらの内容を検討してみると一般的には砂利量の僅少、労務費の皆無等によつて著しく作業能率を低下せしめているので、この点主管当局は特に配意の要がある。
- 四 經理出納その他事務につき次の点留意された。
 - 1 各種占用台帳の整備を行うこと。

2 堤塘物揚場使用料及び道路占用料並びに河川生産物売払代金の現年度未収金十萬八千五百四十四円は早期徴収すること。

3 過年度未収金六十七萬四千五百十円の整理につき努力すること。殊にこの中には鳥取市のアーケードの占用料未解決が含まれているが早期整理の要がある。

根雨土木出張所 昭和三十二年七月十八日監査
監査委員 松 本 利 治
同 小 谷 善 高

一 本年度施工工事は

道路改良工事	八ヶ所	一、五九、三三三円	同上翌年度繰越額
特殊改良工事(第二種)	三	五、〇〇〇、〇〇〇円	八、二〇〇、〇〇〇円
河川改良工事	一	一、〇〇〇、〇〇〇円	
砂防工事	一八	三、九四六、六六六円	七、三三〇、三三〇円
事業費			

街路 工事	一	二、三四七、六八	六八、六八
道路災害復旧 工事	八	三、二四、三五	
河川災害復旧 工事	二〇	八、八六、一八五	
砂防災害復旧 工事	一	四八、〇三	
単県 工事		六、七三、五〇〇	
道路改良 工事	四	一、一四、一〇八	
道路橋梁改修 工事	二二	一、〇五、八六	
道路橋梁災害復旧 工事	四一	三、八三、三五七	
河川災害復旧 工事	五	二九、九七	
砂防修繕 工事	三	一〇五、四〇	
河川修繕 工事	三	一八、八七	
合計		六、四三、四九	一六、四〇、六九

であつて前記繰越工事を除くほか概ね円滑に執行して
いたものと認めた。

二 工事施行上次の点留意検討されたい。

1 二級国道広島米子線 道路改良工事 根雨町
事業費 三、〇〇〇、〇〇〇円

工 期 三二、八、三一
三二、三、三一

本工事は直営施工されているが工事工程表が作成されず、現場監督日誌等の現場記録がなく、関係諸帳簿の整理は記録が形式的であつて、設計内容に合致せしめるよう作為されたと思われる点があつた。

2 二級国道岡山松江線 道路改良工事 根雨町
事業費 四、〇〇〇、〇〇〇円

(内請負費二、九〇二、五七三円)

翌年度繰越 六〇〇、〇〇〇円

工 期 三一、八、三〇
三二、五、三一

工事延長 五一七、四米 全巾員 六米

本工事は主として請負施工に付しているが、竣功直後に降雨出水のため路側練石積が数箇所崩壊していた。被害箇所はほとんど在来空石積に継足施工していたので実施設計に当つては慎重に期すること。

また路面工は直営施工したものが、仕立がやや粗雑で部分的に孤型の不足、敷均砂利の粗粒のものが見受

けられた。

3 道路特殊改良工事(二種)

県道米子石見新見線 菅沢地内

事業費 一、五〇〇、〇〇〇円

工 期 三一、九、一一
三一、三、二九

本路線は巾員狭く種々支障となつていたが、前記事業費をもつて、七工区に分割し巾員拡張及び路面改良を行い既設道にも地元の協力を得て相当量の砂利を投入し整備されていたことは結構である。なお郡境五輪峠附近の溢水対策につき考究善処すること。

4 道路改良工事

県道阿毘緑母里線 折渡地内

前年度繰越 七二七、〇〇〇円

工 期 三一、四、一五
三一、七、一五

本年度分 二、一〇〇、〇〇〇円

工 期 三一、一一、二八
三一、二、二八

前年度繰越分は直営施工であり本年六月下半期人夫出面(出役点検簿)が不備のまま賃金三万九千五百円を支払つていることは当を得ない。また材料購入数量が購入契約数量と相違している。この点調査すること。

なお本年度分は請負施工とし大部分繰越となつていたが施工監督は一層厳にすること。

5 砂防工事 小江尾川 江府町

事業費 三、七〇二、〇〇〇円

内翌年度繰越 二、二〇〇、〇〇〇円

工 期 三一、一一、一八
三一、七、二〇

本工事は請負施工(請負額二、一七四、六六六)されているが、堰堤玉石コンクリート施工特にセメント配合、玉石の詰込等現場指示が不徹底である。

三 管内の道路延長三〇六、七四三米、木造橋梁三三三三橋あるが、特殊な地勢を有する山間部にて巾員狭少、勾配急峻でまた屈曲に富み日照時間短かきため路面は常に湿潤を保ち、加えて車輛数の激増によつて損傷度

も甚だしい。殊に主要路線には迂回路もなく補修工事は短期間、しかも夜間作業等を行つたため粗ろ、うとなり勝であるので、特にこの点留意するとともに、県当局においてもこれらの事情を考慮して予算配意が望まれる。

四 経理出納その他事務の処理で次の点留意されたい。

1 河川産物採取申請書の処理及び確認を厳格にする

米子土木出張所

昭和三十二年七月十八日監査
監査委員 萩原治郎
同 上 根政幸

一 本年度における当所の事業施工状況は

工 事 名	本年度事業費	同上のうち三十二年度繰越額	差引本年度施工事業費
道路改良工事	一八ヶ所 六、九三、八七四	三ヶ所 一三、八七〇、八六七円	一五ヶ所 五、二三、九〇五円
舗装道関係工事	七ヶ所 三、四、八五五、七三三	一ヶ所 八五、七〇〇	六ヶ所 三、三九、〇五三
橋梁架換工事	二ヶ所 三、八〇〇、四三三	一ヶ所 四、八三三、三三六	一ヶ所 三、九六六、三三六
失業対策事業	五ヶ所 一、九〇三、八二九	一	五ヶ所 一、九〇三、八二九
河川改良工事	七ヶ所 二、九二五、〇〇〇	二ヶ所 三、四二五、〇〇〇	五ヶ所 三、五〇〇、〇〇〇

砂防 工事 一三ヶ所 四、九七六、一〇〇
 港湾関係工事 三ヶ所 一四、七四四、二四八
 各年災害復旧工事 二八ヶ所 三、九三〇、六八八
 各種単県工事 五五ヶ所 六、三九五、五〇〇
 合 計 一三八ヶ所 三、五九七、一五七

であつて翌年度繰越とした工事を除き、他はいずれも円滑に執行しているものと認めた。

二 工事施工上次の点留意検討されたい。

1 阿弥陀川砂防工事(西伯郡大山町前外三)

(直営一部請負)

鳥の巣堰堤工	事業費	内繰越額
今 蔵	三、七九七、〇〇〇円	一、七三三、〇九四円
第七号	四、四三三、〇〇〇	二、八四四、八二〇
滝の下	二、五六一、〇〇〇	一、四〇六、三三八
計	三、〇五五、〇〇〇	八六七、三三七
	一三、八二六、〇〇〇	六、八七六、三三〇

最終延期限は七月十六日であるが、床堀の一部及び堰堤天端は未完成であつた。施行は全般的に粗ろうで、

こと。特に未許可のまま調定しているもの及び採取後申請書受理許可しているもの等事例が多い。

2 各種占用台帳の整理をすること。

3 砂利等道路補修材料の検収並びに出納が不明確であつた。

4 各種工事の現場監督日誌は記録不十分であつたので、整備しておくこと。

四ヶ所 二、七九二、一〇〇 九ヶ所 三、七、二九七、〇〇〇
 一ヶ所 七四、〇〇〇 二ヶ所 一四、〇〇〇、三三六
 八ヶ所 四、三三四、六六〇 二〇ヶ所 三、四九三、九七八
 一 五五ヶ所 六、三九五、五〇〇
 二〇ヶ所 三、八三三、五八三 一一八ヶ所 三、四二六、一五七、五七四

上流部一ヶ所、下流部一ヶ所それぞれ漏水していた。

2 小松谷川河川局部改良工事

工事費 二、〇〇〇、〇〇〇円

繰越額 一、〇三五、〇〇〇円(請負)

本工事は十二月十日百万円の起工決裁後年度後半(十二月二十日着工)に施工し、更に枠の解除(昭三二、二、一五)遅延のため、施工に無理を生じ前記の如く翌年度繰越していた。監査当日の工事進捗率は約九〇%であつた。しかしながら粗漏工事のため、目地より漏水している箇所があつた。現場監督指導を充分すると共に、材料検収並びに指摘事項は記録整備し施工の万全を期すること。

3 重要幹線工事(国道、純町長田線)

事業費 一五、〇〇〇、〇〇〇円
 直営施工分 三、一四四、八六二円
 委託事業費 二、五二三、三〇〇円(国鉄)
 内翌年度繰越分 九、四七〇、八六七
 工 期 自三一、一二、二一
 至三二、三、三一

本工事は国道九号線の改良事業で、昭和二十六年より継続施工しているが、年度内未完成により前記の如く翌年度繰越としている。工程上、跨線橋に対する橋台工事は一括国鉄に委託(セメントは現物支給)施工し他は直営施工(土工、路面工等)により実施しているが、上部工(設計額七、二九五、六八六円)は予算の都合により、三十二年度分と抱合せ施工する関係上、未契約のまま全額繰越としていた。
 なお国鉄に委託契約している工事の計画施工に当たっては、充分配慮するとともに早期完工に一層努力された。
 4 日野川筋左岸導流堤災害復旧工事(二五災)

設計額 五、九〇五、九〇八円
 請負額 五、五六〇、〇〇〇円
 内翌年度繰越額 二、八〇一、八一四円

本工事は請負をもつて昭和三十一年十二月二十日着工していたが、冬季風浪のため手戻もあり、再三延期手続の上繰越し監査当時工事中でその進捗状況ははかばかしくなかつた。早期完成に努めると共にこの種工事の適期施工に配慮すること。

5 道路舗装新設工事(単県工事) 大山町
 事業費 七〇〇、〇〇〇円
 延長 一四〇米
 工 期 三二、三、三一
 三三、三、三一

本工事は単県事業として、大山口駅前道路をアスファルト舗装により請負施工しているが、施工時期、地盤軟弱等のため監査時現在既に路面の一部に亀裂が生じていたので適期施工並びに基礎調査に充分留意するとともに更に監督指導の厳格を期し、事業の効率的施工

三 請負工事に対する指導監督状況の記録整備については毎回指適しているにもかかわらず、いままなお励行していないことは遺憾である。

即ち監督設計書による資材検収のみで、常時における現地指導状況及び指適事項等は担当者の野帳のみに記録し、公的に整備されていたので、これら指適並びに検査事項等はすべて記録するとともに工事の施工にあたり、更に厳格なる指導監督を実施し早期完工に一層努力されたい。

四 直営工事の現場帳簿は形式的事後処理或は未整理のものが相当あり、特に繰越のものは未整理であるので早期完全に整理されたい。

五 経理出納その他事務処理に当り、次の点留意された。
 1 米子市使用にかかる米子港市場使用料(三一、五二五円)が未収のまま繰越しているが早期整理すること。

なお家賃未収金の回収についても更に創意工夫に努力すること。

2 車輛運搬具等の修理手続きは爾後伺となつていますが、正式手続により実施すること。

3 出来高検査に当つては慎重を期すること。

境 港 務 所 昭和三十二年七月二十日監査

監査委員 萩 原 治 郎
 同 上 根 政 幸

一 境港の総合管理については、監査のつど指摘しているところであるが、更に港灣管理の一元化を図るべきものと認められた。

即ち当所は所長以下六名(所長は七月一日より専任、また職員のうち臨職四名、二名は米子土木出張所と兼務)をもつて港灣業務の遂行に努力しているが、その業務実績等からしても、人的整備に配慮が欠け業務運営上の隘路となつている。また上屋及び給水施設並びに岸壁等の補修費の予算措置が僅少のため管理上鈔か

らぬ支障を来している実状につき、港湾の総合的運営管理を図るため、これが人的予算措置につき、県当局の考究善処を望む。

二 港湾施設々備の管理事務等につき、次の点留意されたい。

1 堤塘物揚物及び野積場等に対する実測面積のは、あく、については鋭意努力しているが、公簿(財産台帳)面積と実測面積とに相当数の不突合のものが認められ、かつ県有、国有地との区分も不的確のものがあり、適確なる財産管理上からしても、早急に実測面積をはあくし、土地使用に伴う許可事務等の取扱いに遺漏なきを期されたい。

2 野積場の一部(二、二一六坪)を国鉄当局が貯炭場として使用しているが、使用面積及び期間が不明確であつたので、使用区分を明確にするともに正式手続により処理されたい。

また通路使用(二、八七〇坪)としている野積場についても所属区分を明確にし、管理上万全を期する

こと。

3 けい、船岸壁使用については、許可申請書により処理しているがこれらのうち、使用期間の長期に亘るもの或いは岸壁外(野積場)使用のもの等が相当数見うけられ、港湾管理上の障害となつている実状につき、適切なる処置を図るとともに岸壁使用に遺憾なきを期されたい。

4 県有建物のうち、宿舍(現在は税関支所長公舎として使用中)の所属区分が不明確であつたので再調査の上、明確にしておくべきである。

5 岸壁、船舶給水使用料はすべて納額告知書を発行しているが、中には現金を直接領収しながら現金領収書で領収せず、納額告知書を発行している向もある、これらの取扱につき適正を期すること。

6 船舶給水使用料、予算額二十八万円に対しその実績は二十二万二千余円で五万七千余円減、更に前年

度より三万余円減少して、減の傾向にあるので給水栓(現在四ヶ所)を更に増設し港湾管理の万全を期すべきである。

なお給水量は給水時間により形式的に算出されているが、実情に合致しない点が見受けられるので、これらの確認についてはさらに適正処理に努められたい。

7 現在の岸壁使用料及び給水使用料等料金は現実に即し難いと認められるので再検討の要がある。

小鹿発電建設事務所 昭和三十二年六月六日監査

監査委員 松本利治 同 荻原治郎 同 小谷善高

今回小鹿発電建設事業に対する昭和三十一年度定期監査を執行したのであるが、その結果、本建設事業は明年三月全工程を完成目標に鋭意努力されており、第一発電(事業費五億七千二百万円)は近く調整運転に入り操業開始される予定であつた。また第二発電は、第一発電工事

に引続き事業費五億六千五百万円をもつて既に建設の段階に入り、中でも水路工事は監査当日計画に対し五六・九%の進捗を示し、概ね順調に執行されているものと認められるけれども、この水路工事は、第一発電工事の結果等からみても完成期(三二、一〇、末)が危惧されるので更に関係者は全工程につき慎重検討を加えるとともに総力を結集し、現地指導の徹底と早期完工に努力を傾注されんことを望む。

次に建設事業計画に基く年次別投資状況並びに工事の施工状況は概ね次の通りである。

一 建設事業費の状況

区分	第一発電	第二発電	計	備考
総体事業費	千円 五七,〇〇〇	千円 五五,〇〇〇	千円 一一二,〇〇〇	以下公共事業費除く
二八年度	二,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇	
二九年度	八,七三三	一,〇〇〇	九,七三三	
三〇年度	一六四,三六三	一四,四九三	一七八,八五六	
三一年度	二四三,〇三六	一三,八三九	二五六,八七五	
小計	四三〇,一三四	一三,八三九	四四三,九七三	
三二年度見込	一四三,九六六	(四三,一六一)	(一八七,一四七)	

(一) 内で第一発電関係は今後支払予定、第二発電は三十二年度施工予定である。

二 本年度工事の施工状況

1 第一発電関係は本年度最終工程である送電線工事、水圧鉄管路工事、発電所基礎工事等で、このうち圧力隧道セメント注入工事及び鉄管路サイフォン布設工事は、例年より早期に降雪を受けたため混凝土の打設工事に支障を来し、やむなく工期を延長し、監査当日施工中であつた。

なお五月末完成工事の進捗状況は次の通りであつた。

中津堰堤セメント注入	九五%
水路工事第一工区(セメント注入)	八五%
〃 第二工区(〃)	九一%
中津大井手改修工事	五〇%
発電所建築工事	九八%

2 第二発電関係は本年度事業費一億三千四百万余円をもつて、本格的建設に入り、水路工、その他附帯工等を実施していたが、このうち水路工は全延長

九、〇二四米を三工区に分轄し、監査当日の進捗率は第一工区三、九二四米、五一・二%、第二工区二、八三七米、五三・一%、第三工区二、二六三米、六六・五%であつて既述した如く、全体からみると順調に進捗しているようであるが、現地状況、その他から検討して工期内完成は容易でないと思われるので、早期完工に遺漏なきを期されたい。

三 第一発電売電契約締結については、目下中国電力株式会社と協議中であるが、特に建設費及び発電事業が公営企業会計となつたこと等考慮の上、極力有利に協定するよう努力されたい。

四 経理出納事務で工事その他機械器具の入札、契約、購入、支払等は本庁で実施し、当所に対しては旅費、賃金、需要費の一部を常時資金前渡を受け運営していたが、その出納経理は適正と認められた。

幡郷県管発電所 昭和三十二年七月十九日監査

監査委員 松 本 利 治

同 小 谷 善 高

一 本年度における発電状況は順調に運転し、計画量一五、九一五MWHに対し一一五・三%の実績を挙げている。この売電料金区分は常時一〇、三五〇MWH(料金三五、〇八六、五五〇円)特殊八、〇〇二、六MWH(八、八〇六、六六六)で総収入四千二百八十九万余円に対し、人件費、公債利子償還金、その他経費二千四十七万余円支出している。これを差引くと二千三百四十一万余円が本年度剰余金であつて、その運営状況は良好と認められた。

二 さきに本県を襲つた七月豪雨によつて、日野川水域は異例の洪水に見舞われ、当所も浸水被害を受け、七月四日から運転休止し監査当日未だ発電機の乾燥保守を続けていたが、これらの災害予防対策については、至急根本的の措置が必要である。

三 経理出納事務は直接本庁で処理し、現地では別段支

障がないようであつた。